

令和 5 年度 第 1 回

和泉市都市計画審議会

報告資料

目 次

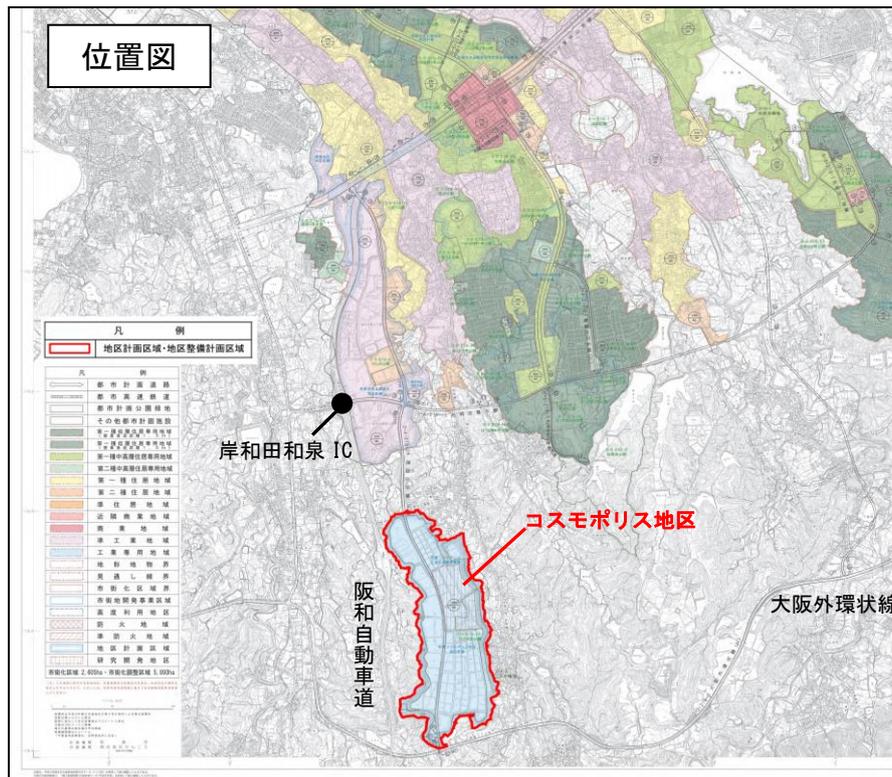
| 報告 番号 | 案 件 名 | ページ |
|----------|-------------------------------------|-----|
| 1 | 南部大阪都市計画地区計画(和泉コスモポリス地区地区計画)の変更について | 1 |

南部大阪都市計画地区計画の変更について

■ 案件

南部大阪都市計画地区計画（和泉コスモポリス地区地区計画）の変更

■ 地区計画の概要



（地区計画の方針）

当地区は、良好な立地条件を生かし、内陸部の緑豊かで快適な環境での産業団地の形成を目標とし、建築物の用途や規模、配置等に制限を設けることで、周辺の自然環境と調和した内陸型で環境にやさしい都市型工業や研究開発機能を中心とした産業団地づくりをめざす。

■変更理由

都市計画法第21条の2の規定に基づき、土地所有者からテクノステージ和泉の脱炭素社会に配慮した操業環境づくりを目的とする地区計画の一部変更の提案があった。

和泉市としても、持続可能な低炭素社会を構築するため、エネルギー消費の抑制や再生可能エネルギーの利用促進など、環境への負荷を低減する取組みが、引き続き必要であるとしていることから、地区計画の「建築物等の用途の制限」で規制されている電気供給業について、一部変更を行い、環境面への配慮や内陸型の産業団地としての一層の活性化を目的として、地区計画を変更する。

■変更内容

建築物等の用途の制限について、以下のとおり変更する。

| 変更前 | 変更後 |
|--|---|
| 工場のうち次に掲げるものは建築してはならない。 1. 石油精製業 2. パルプ製造業、化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油化学系基礎製品製造業（一貫して誘導品を製造するものを含む。） コークス製造業、セメント製造業並びに電気供給業 | 工場のうち次に掲げるものは建築してはならない。 1. 石油精製業 2. パルプ製造業、化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油化学系基礎製品製造業（一貫して誘導品を製造するものを含む。） コークス製造業、セメント製造業並びに電気供給業（ただし、原子力発電以外の非化石エネルギー源（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第二条第2項に規定する「非化石エネルギー源」をいう）を利用した電気供給業を除く。） |

■スケジュール

| | |
|------------|----------------|
| 令和5年8月～10月 | 都市計画法に基づく法定手続き |
| 令和5年12月 | 和泉市都市計画審議会へ付議 |
| 令和6年1月 | 都市計画変更 |